

公益社団法人東京薬事協会 奨学金給与規程

(奨学生の資格)

第1条 本会の奨学生となるものは、都内の大学薬学部に在学し、学業、人物とも優秀で、かつ、健康であって、学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。

(奨学生の種類)

第2条 奨学生の種類は、大学奨学生とし、対象は学部3年生又は4年生とする。

(奨学生の給与期間および金額)

第3条 奨学金の給与する期間は、1年間とする。学業成績表、修業・生活状況報告書によって更に1年から最短修業年限りで継続する。

2 前項の期間中に給与する奨学金の額は、年額50万円とする。

(奨学生願書および奨学生推薦書の提出)

第4条 奨学生志望者は、本会あての奨学生願書に、在学学校長の推薦書および在学証明書、成績証明書、収入を証明できる書類を添えて本会に提出するものとする。

(奨学生の採用)

第5条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て、会長が決定し、その結果は在学学校長を経て、本人に通知する。

2 奨学生として採用された者は、前項の通知を受けた日から15日以内に保証人と連署した誓約書を会長あてに提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第6条 奨学金は、半年一定日に交付するものとする。(年2回)

(奨学金受領書の提出)

第7条 奨学金の交付を受けた奨学生は、その都度、ただちに奨学金受領書を提出しなければならない。

(学業成績および生活状況の報告)

第8条 奨学生は、毎年度末、学業成績および生活状況報告書を会長あてに提出しなければならない。

(異動届書)

第9条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。ただし、本人が病気その他の事由により報告できないときは、保証人が届け出るものとする。

1. 休学、転学または退学したときまたは長期にわたって欠席しようとするとき
2. 停学、その他の処分を受けたとき

(奨学金の休止および停止)

第 10 条 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

2 奨学生の学業または性行などの状況により指導上必要があると認めるときは、奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

第 11 条 前条の規程により奨学金の交付を休止または停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第 12 条 奨学生が、次の各号の一に該当すると認めるときは、在学学校長の意見を徴して奨学金の交付を廃止する。

1. 傷痍疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
2. 学業成績または操行が不良となったとき
3. 奨学金を必要としない理由が生じたとき
4. 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
5. 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
6. その他、第 1 条に規程する学生としての資格を失ったとき

(奨学金の辞退)

第 13 条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

(奨学生の指導)

第 14 条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績および生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

附 則

1. この規程は、理事会にて承認のあった平成 26 年 3 月 5 日から施行する。
2. 選考委員は 3 名以上 5 名以内とし、会長、副会長をその委員とする。
3. 選考委員会は選考委員をもって構成し、第 5 条を選考する。

2023年4月1日改訂